

蒲郡市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市公共工事請負契約約款（以下「約款」という。）第11条第2項及び第3項に規定する現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 約款第11条第2項中の「工事現場に常駐し」とは、当該工事の作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に駐在していることを意味するものであり、発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないことを目的としたものである。

2 約款第11条第3項について、次の各号のいずれかに該当する場合には、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないものとして取り扱うことができる。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 約款第21条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工事完成后、検査が終了し、事務手続等のみが残っている期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (5) 現場代理人の兼務が認められた場合で、一方の工事現場に駐在することにより他方の工事現場を不在にする期間
- (6) 前5号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げるすべての要件に該当する工事は、合計で2件までの工事の現場代理人の兼務を認めることができる。ただし、前条第2項第1号から第3号までの規定に定める期間にある工事については、当該期間中、兼務を認めることができる工事の件数に含めないものとする。

- (1) 本市発注工事であること。
- (2) 兼務する工事のいずれも設計価格が4,000万円未満(建築一式工事にあつ

ては8,000万円未満)であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の内容及び特殊性、工事現場の状況、安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断したものは、兼務を認めないものとする。

(兼務を認める際の条件)

第4条 現場代理人の兼務を認めるにあたって付す条件は、次に掲げるものとする。

- (1) 兼務するそれぞれの工事について、現場代理人が現場を離れる場合に、確実に連絡が可能である連絡員を工事現場に配置し、発注者との連絡に支障がないよう万全を期すこと。
- (2) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在し、それぞれの工事における現場代理人としての職務を適切に執行すること。

(対象工事の明示の手続)

第5条 第3条第1項の規定を適用する場合は、次に掲げる手続を経て、入札公告又は指名通知書に対象工事であることを記載する。

- (1) 工事担当課長は、工事の内容及び特殊性、安全管理等を考慮し、課内で十分協議したうえで、兼務を認めることが適当であるかどうかを判断する。兼務を認める場合は、予算執行伺書にその旨を明示し、契約担当課へ回議する。
- (2) 契約担当課長は、工事担当課から前号の書類の回議があった場合、第3条第1項各号に該当するかを確認し、該当していれば兼務を認める対象工事であることを入札公告し、又は指名通知書に記載する。

(兼務の手続)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合、現場代理人兼務届(別記様式)を各工事担当課へ提出しなければならない。

(現場代理人の兼務を認めない者)

第7条 受注者から設計価格500万円以上の工事について現場代理人の兼務の希望があった場合、前年度に本市発注工事の現場代理人又は主任技術者等としての施工実績(小規模工事は含まない。)がない者及び前年度の本市発注工事の工事成績評定において、現場代理人又は主任技術者等として72点未満の成績があった者は、現場代理人の兼務を認めない。ただし、設計価格500万円未満の工事については、この限りでない。

(現場の管理体制に不備等が生じた場合の措置)

第8条 現場代理人の兼務により、現場の管理体制に不備が生じ、又は不良な工事となったときは、当該現場代理人の兼務の取消し、工事成績評定への反映、指名停止等、必要な措置をとる。

(兼務することができる工事の特例)

第9条 次に掲げる工事については、現場代理人の兼務件数には含めないものとする。

- (1) 設計価格500万円未満の維持工事
- (2) 既契約工事の附帯工事(特命随意契約によるもの)
- (3) その他市長が特に認める工事

(契約変更時の取扱い)

第10条 現場代理人を兼務する工事において、契約変更により契約金額が第3条第1項第2号に定める金額以上になった場合についても、法令等に抵触する場合を除き、引き続き現場代理人を兼務することができる。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月12日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。ただし、この要領の施行の日時点において契約中の工事については、この要領に規定する要件に該当しているときは、この要領の規定を適用することができる。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、改正前の蒲郡市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領の規定による別記様式の内紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

現場代理人兼務届

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

(受注者) 住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

蒲郡市発注の下記工事に係る現場代理人を兼務することとしたので届け出ます。
 なお、両工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理
 に留意します。

記

現場代理人氏名		連絡先	
---------	--	-----	--

兼務する工事 1	契 約 番 号	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	契 約 金 額 (税 込)	
	工 事 担 当 課 等	(専 任 監 督 員)
	連 絡 員 氏 名 ・ 連 絡 先	
兼務する工事 2	契 約 番 号	
	工 事 名	
	工 事 場 所	
	工 期	
	契 約 金 額 (税 込)	
	工 事 担 当 課 等	(専 任 監 督 員)
	連 絡 員 氏 名 ・ 連 絡 先	

※発注者確認欄

工事担当課			契約検査課
総括監督員	主任監督員	専任監督員	検査員